

○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の演習方法等を定める件

○国土交通省告示第七百二号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十一第三号、第四号、第六号、第八号及び第十一号の規定に基づき、国土交通大臣の定める方法等を次のように定める。

なお、平成十三年国土交通省告示第三百九十六号（宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一項第一号の規定に基づく講習の実施要領を定める件）は、廃止する。

平成十八年六月二十一日

国土交通大臣 北側 一雄

第一 演習の方法

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「規則」という。）第十三条の二十一第三号の演習（以下単に「演習」という。）の方法は、次に掲げる要件に適合するものとする。

- 一 同時に受講する者の数が講師一人につき二十人以下であること。
- 二 事例研究その他の適切な方法により、規則第十三条の二十一第四号に掲げる表（以下「表」という。）の中欄に掲げる内容のうち演習に係るもの（以下「演習内容」という。）について、実践的な指導を

行うものであること。

## 第二 登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合

規則第十三条の二十一第四号の規定により登録実務講習の一部を通信の方法により行う場合は、表の下欄に掲げる講義（以下単に「講義」という。）に代えて、それと同程度に受講の効果を得られる通信講座を行った後に、表の下欄に掲げる演習を十二時間以上行うものとする。

## 第三 教材の内容

規則第十三条の二十一第六号の国土交通大臣が定める事項は、表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ表の中欄に掲げる内容とする。

なお、登録実務講習の教材は、次に掲げる要件に適合するものとし、必要に応じてその他の教材を併せて使用するものとする。

一 講義においては、表の中欄に掲げる内容のうち講義に係るもの（以下「講義内容」という。）について、実践的な知識を修得するために必要かつ十分な内容と認められる印刷教材であること。

二 通信講座においては、前号の印刷教材及び講義を収録した視聴覚教材、講義内容の全体を把握するた

めに必要かつ十分な内容と認められる視聴覚教材その他の適切な内容の視聴覚教材であること。

三 演習においては、取引実務における一般的な事例を用いており、かつ、取引の目的となる宅地又は建物の調査、宅地建物取引業法（昭和二十七法律第七十六号。以下「法」という。）第三十五条第一項及び第二項の書面の作成及び説明並びに宅地又は建物の取引に係る標準的な契約書の作成についての標準的手順を修得するために必要かつ十分な内容と認められる印刷教材であること。

四 第一号から第三号までに規定する教材に記載又は記録された内容が新しいものであること。

#### 第四 登録実務講習修了試験

規則第十三条の二十一第八号の規定による登録実務講習修了試験（以下「修了試験」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。

一 表の上欄の一及び二の科目に係る修了試験については、択一式、正誤式その他の適切な方法による筆記試験によって、講義内容全体を十分に理解しているかどうかを的確に把握するものであること。

二 表の上欄の三の科目に係る修了試験については、記述式による筆記試験によって、法第三十五条第一項及び第二項の書面及び宅地又は建物の取引に係る標準的な契約書の作成等を行わせることにより、演

習内容全体を十分に理解しているかどうかを的確に把握するものであること。

三 前二号の修了試験について、それぞれ標準的な内容の問題を出題するものであること。

四 修了試験の問題の作成、実施及び合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。

#### 第五 修了認定基準

規則第十三条の二十一第十一号の規定による修了認定基準は、第四第一号及び第二号の修了試験のいずれについても八十パーセント以上の成績であるものとする。